

地方創生と地方分権について

Q 藤澤慎也議員 (刷新の会)

初めに、地方創生と地方分権についてお伺いいたします。

去る 9 月 3 日に内閣改造が行われ、安倍総理は、景気の回復軌道をより確かなものにし、その実感を必ずや全国津々浦々まで届ける。それこそが安倍内閣の使命と、景気回復を安倍改造内閣の目的の第一に挙げました。その上で、改造内閣の最大の課題の一つは元気で豊かな地方の創生だとし、新たに地方創生担当大臣を設置、地方創生を安倍内閣の看板政策として掲げました。

既に今年度、国は地方への権限移譲等の地方分権改革に関して地方自治体からの提案を求めました。7 月 15 日までの間、埼玉県からの 78 件の提案を含め、126 の団体から 953 件の提案がありました。しかし、地方の提案に対して国は年内に対処方針を決めることとなっておりますが、所管する各省庁は 8 月の段階で、地方自治体からの提案の約 8 割について「対応できない」と回答、消極的姿勢が目立っております。

そんな中、新たに国に設置された「まち・ひと・しごと創生本部」は、来年度中に国と連携した形で、都道府県に各地の重点施策を明記した地方版総合戦略や人口目標などを盛り込んだ地方人口ビジョンを作成することを求める方針で、本日召集の臨時国会にて関連する法案が提出される予定とのことでした。これらについて地方からの声や意見、提案がどの程度反映されるのかが、国の本気度が問われるところと思います。

安倍内閣が掲げた地方創生の中身については、来年度予算においてより明確になると思いますが、今後地方の力を生かしていくためには、人口減少の下、多くの地方自治体が都市計画等の再点検が必要になります。その実効性を高めるために、権限、財源等の移譲を進め、地方自治体でまちづくりの自由度を高める必要があると考えます。

これまで本県では、「埼玉から日本を変える」と様々な施策や提言を行い、ハローワーク特区の取組や積極的に市町村への権限移譲を行うなど、地方分権についてその推進に大きな役割を担ってきたと受け止めております。引き続き、積極的に地方分権を進め、地方主権を確立するためにも、さきに述べた総合戦略や人口ビジョン作成など、今後の地方創生に向けた動きをどのように生かしていくべきとお考えでしょうか、知事の御所見をお伺いいたします。

A 上田清司 知事

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国では安倍総理が本部長となり、全ての閣僚がメンバーとなる「まち・ひと・しごと創生本部」を設置いたしました。

地方の人口流出や人口減少・超高齢化などに総理が強い危機感を持ち、異次元の政策で立ち向かおうとする政府の姿勢には敬意を表します。

これまで国は少子・高齢化対策や地域活性化を重要課題として取り組んでこられましたが、

必ずしも期待した成果を出しておられません。

その理由は、我が国の経済構造や人口動態の大きな構造変化、東京一極集中などに対応できなかったためでないかと思います。

また、各府省が机上で考えた事業を地方に示し、財源を交付するといった上から目線の手法であったことも挙げられます。

今後、国は地方創生を進める上で、例えば、国土政策、IT 基盤などのインフラ整備、さらに税制など、大きな方向付けの役割を果たしていただきたいと考えています。

その上で、地方の創意工夫が生かされるよう、権限移譲、規制緩和、十分な財源の確保を行い、地方が競い合えるような仕組みを整えるべきだと私は思います。

しかし、国の地方分権に対する姿勢をみますと、心配な点もございます。

議員も御指摘されたように、今年度から国は、地方の発意を重視し地方分権改革を進めるとして、地方から広く提案を募る「提案募集」方式を導入しました。

地方からの提案 953 件に対する各府省の回答は府省間の重複があるもので 1,060 件でございます。

このうち「実施」するものとされたのは 9 件。たったの 9 件です。1,060 件で 9 件です。

しかも、府省間の重複を除くと 6 件。誠に何か情けないということで、しかも、80 パーセントは、いわば、対応不可。要は何もしませんと。求めておきながら、わずかに 9 件しか対応しないと。こういう回答でございました。

本県では、中小企業支援や農地転用許可の移譲など全国で 3 番目に多い 78 件の申請を行いましたけれども、提案が認められたものはわずか 1 件、「水素ステーションの設置要件の緩和」のみでございました。

このように全国一律の権限移譲や規制緩和が難しいのであれば、ハローワーク特区だとか手挙げ方式だとか、やりようが幾つか私はあるのではないかと考えております。

平成 19 年の第 1 次安倍内閣の下に設置された地方分権改革推進委員会、いわゆる丹羽委員会の勧告に基づいて、その後のそれぞれの内閣において地方分権は一定程度進みました。

関係者の御努力に敬意を表しますが、まだ地方分権は半ばであります。

特に地方分権を 1 本の木にたとえると、根と幹は絶対に譲らない。譲るのは枝と葉だと。

特に葉っぱだけ。というのが私の印象です。

ぜひ、今回の地方創生という安倍内閣の基本的考え方に、私は大変期待をしておりますので、今度こそ全国知事会とともに国の総合戦略の中身をしっかりと地方として受け取って、そして返ししながら地方分権改革を進めて、まさに地方創生の実を上げていきたいと考えております。

薬物乱用の低年齢化を防ぐためにも～危険ドラッグ対策～

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、薬物乱用の低年齢化を防ぐためにも危険ドラッグ対策についてお伺いいたします。
先日も同じ越谷市選出の山本議員からも質問がありましたが、同様の内容でありますけれども、私からも質問させていただきます。

近年、店舗やインターネット上で合法ハーブ、お香、アロマ等と称し、いかにも人体に影響がない物質であるかのように装って危険ドラッグが販売されております。これらの危険ドラッグは報道などによりますと、覚醒剤や大麻などの薬物よりも人体に与える影響や依存性が強いと言われており、若い世代を中心に乱用が社会問題化しております。危険ドラッグを使用した人が意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難等を起こし、病院に緊急搬送される事案が多発しているだけでなく、本年 6 月には東京都の池袋にて危険ドラッグを使用した男性が車を運転し、8 名の方々が死傷する痛ましい事件も発生するなど、危険ドラッグは使用した人自身の精神や身体をむしばみ、人間が人間としての生活を営むことを不可能とするだけでなく、周囲の人や、更には社会全体に対しても取り返しのつかない事態を招きかねないものであります。

そのような中で、本県に目を転じてみると県警察や薬務課の尽力により、危険ドラッグ販売店舗減少等により、幸いなことに東京都のような痛ましい事件は今のところ発生はしておりません。しかし、危険ドラッグは誰でも手軽に入手することができることなどから、今後青少年、若年層を中心に危険ドラッグが蔓延することが危惧され、依然安心できる状況ではありません。また、危険ドラッグをきっかけとして麻薬等の薬物使用につながることも懸念されております。少しでも早く大きな事故や犯罪につながる前に手を打たなければなりません。

国は、薬事法に基づく指定薬物の手続の迅速化、販売業者の取締り強化などの対策を進めていますが、現場のニーズに切れ切れていないのが実情ではないでしょうか。埼玉県でも薬物対策は様々に行ってきたところとは思いますが、国の法整備を待たずともできる条例制定による規制や取り締まりは、素早く柔軟に対応ができ、大変有効なものと考えます。

知事が常々お話をされている「変化の激しい今日、社会経済の問題解決を国にだけ任せるのではなく、小回りのきく自治体が知恵を絞り、スピーディーに施策を展開することが日本の元気を取り戻す鍵になる」とは、薬物対策も同様ではないでしょうか。また、昨今の犯罪動向を鑑みれば、埼玉県だけではなく、近隣都県も含めた広域での共通ルールづくりも法整備以前にできれば、広域での規制の実績となる点などを考えると、必要性は高いと考えます。危険ドラッグ、薬物使用の低年齢化を防ぐためにも、薬物乱用防止条例制定を含め、危険ドラッグの規制対策についてどのようにお考えなのか、上田知事にお伺いをいたします。また、青少年による危険ドラッグの乱用を防止するための抑止力として警察の力も大変重要と考えますが、どのような対策を行っているのか、警察本部長にお伺いいたします。

A 上田清司 知事

危険ドラッグは使用する本人の人生をダメにするだけでなく、社会全体に危害が及ぶ極めて深刻で重大な問題であります。

そういう意味で、これまで危険ドラッグの販売店舗に対して県は厳しく指導を行ってまいりましたが、池袋の事件発生を受けて、直ちに緊急立入検査などを実施してまいりました。警察官の立会いのもと立入検査を繰り返し実施し、販売の中止などの警告を行った結果、現時点での県内販売店舗数を 18 から 5 に減少させることができいております。

インターネットによる販売店舗に対しても広告の禁止とかあるいはサイトの削除を警告した結果、49 のサイトが 31 まで減少しております。

これからも危険ドラッグに関するキャンペーンを繰り返し実施し、広く県民に「危険ドラッグはダメ。」と。「絶対ダメなんだ。」ということを繰り返し訴えていきたいと考えております。

しかし、危険ドラッグはその含まれる成分によって、大麻や覚醒剤と比べても有害性が高く、比較的安価で手に入れることができる状況にあります。

したがって、議員御指摘のように薬物乱用の低年齢化を防ぐことがポイントであり、若年層に対する普及啓発がとりわけ重要だと思っております。

そこで、教育委員会では全ての小、中、高等学校において薬物乱用防止教室を開催し、危険ドラッグをはじめ薬物がいかに恐ろしいものであるかなど、様々な体験や実例を通して教えておられるところであります。

このように知事部局、警察本部及び教育委員会が一体となって取組んでおりますけれども、私は危険ドラッグに関しては更に厳しく取り締まることの方が重要だと思っております。そのため危険ドラッグに対しては、条例制定の検討を含め、あらゆる対策を講じることによって、その撲滅を図る必要があると考えております。

A 杵淵智行 警察本部長

県警察で把握している危険ドラッグの使用が原因と疑われる 30 歳未満の健康被害は、昨年 1 年間で 23 人でありましたが、本年は 8 月末現在で 53 人となっており、議員ご指摘のとおり、こうした年齢層での危険ドラッグの乱用が危惧されるところであります。

県警察では、学校、教育委員会、地域社会等と連携し、学校等を対象とした薬物乱用防止教室、大学生、企業・団体等を対象とした薬物乱用防止講習会、街頭における危険性周知のための薬物乱用防止キャンペーン等を行っておりますが、こうした活動を通じて、危険ドラッグの危険性についての広報啓発活動を推進しているところであります。

県警察としては、引き続き、危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、乱用者に対する取締り、街頭補導活動を強化するとともに、関係機関・団体との連携により、危険ドラッグ販売店等の取締り及び広報啓発活動を強力に推進してまいります。

サイバー犯罪対策について

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、サイバー犯罪対策について伺います。

インターネットは、スマートフォン、携帯ゲーム機等のモバイル端末からも手軽に接続することができるようになったことで、人と人とをつなげる非常に身近で便利なツールとして県民生活に幅広く浸透しております。これは、先ほどの須賀議員からの御質問でも明らかになっております。

他方、サイバー空間には匿名性や拡散性といった特性があり、そうした特性を踏まえた上でインターネットを使用しなければ、様々な問題に巻き込まれることがあります。

警察庁は9月11日、平成26年上半期の「サイバー空間をめぐる脅威の情勢について」を発表しました。平成26年上半期中、都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は、54,103件と前年同期より14,711件、37.3パーセント増加しました。

犯罪情勢としては、インターネットバンキングで法人や個人のIDやパスワードを盗み取り、盗み取ったIDやパスワードを使用して他人の口座に不正送金する事件の増大や元の交際相手に関わるわいせつな画像の掲載、本県内にて発生したインターネットの仲介サイトで依頼したベビーシッターに預けられた男児が死亡する事件等が社会的問題となりました。

インターネットが新たな犯罪の手法もしくは糸口となっており、全国でサイバー犯罪の脅威が現在も広がっていることが分かります。

本県の状況を見返すと、インターネットを使ったサイバー犯罪の検挙事件は、この10年で3倍以上に増加しております。そして、昨年1年間に発生したインターネットを使った犯罪による被害者の約67パーセントが18歳未満の子供でありました。スマートフォンの無料通話アプリなどを介して、わいせつ目的の大人と接触することが多いと見られ、中でも夜間連れ回しなどの青少年健全育成条例違反事件が一番多く、児童売春、児童ポルノ禁止法違反が続き、未成年が被害に遭う事件が多く見られました。また、全国と同じくインターネットを利用した犯罪の相談も増えており、サイバー犯罪の悪質、巧妙化が県民の不安を増大させていることは間違いありません。さらに手口の巧妙化、スマートフォンなどの普及の低年齢化によって、子供たちが犯罪に巻き込まれるリスクも増大しています。

今後、サイバー犯罪はますます増加していくことが予想されますが、県民への啓蒙活動はもちろんのこと、専門性が高く悪質、巧妙化する犯罪に対しては、警察の対応力の強化とともに、専門的知識を有する民間事業者との連携がより必要になると考えます。また、子供たちが犯罪に巻き込まれる芽をつむことも警察や行政だけでなく、民間事業者の協力が必要と考えます。

これらの点を含め、今後、悪質、巧妙化するサイバー犯罪の現状と対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

A 杵淵智行 警察本部長

議員ご指摘のとおり、近年、スマートフォン等が急速に普及し、インターネットが県民生活に必要な社会基盤として定着するなかで、サイバー犯罪に関する相談が増加しております。また、最近では、インターネットバンキングを利用した不正送金事案が増加しているほか、コミュニティサイトに起因する児童の被害も増加しております。

県警察では、サイバー犯罪に対する捜査を積極的に推進し、本年 8 月末までに 237 件のサイバー犯罪を検挙しており、昨年同時期と比べ 110 件増加しています。

こうした、サイバー犯罪の現状に対処するための対策として、県警察では、サイバー犯罪捜査の知識を有する警察官をサイバー犯罪捜査官「iCop」に指定し、全警察署に配置したほか、捜査員の民間委託講習を拡充し、民間の力を活用した捜査員の能力向上に努めております。また、民間との連携におきましては、情報通信技術に関し高度な知見を有する有識者 2 名を、サイバー犯罪対策技術顧問に委嘱し、最新の情報通信技術に関する情報や捜査に関する助言等を受けるほか、今年 9 日には、県内の企業、自治体、学術機関等で構成される「埼玉サイバーセキュリティ推進会議」を設立し、サイバーセキュリティに関する情報共有を図っていくことといたしました。

このほか、児童の被害防止対策として、県内の小・中・高校生やその保護者を対象とする、情報セキュリティ講演を実施し、個人情報やインターネットにアップすることの危険性やフィルタリングの設定に関する啓発を行っておりますが、今後は「埼玉サイバーセキュリティ推進会議」の場においても、児童をサイバー犯罪から守るための活動を図り、安全で安心なサイバー空間の構築に取り組んでまいります。

オープンデータとビッグデータの活用について

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、オープンデータとビッグデータの活用についてお伺いいたします。

官民間問わずその活用が注目されているビッグデータ、商業だけでなく、医療、介護、教育、災害対策と幅広い分野で課題解決や新たなサービスを生み出しております。昨年度の情報通信白書によると、ビッグデータがフル活用された場合、その経済効果は年間で 7 兆 7 千億円との試算がされており、今後も様々な分野での活用に大きな効果が期待されております。

そして、行政におけるビッグデータの活用、公共データのオープンデータ化も大きな期待が寄せられておりますが、本県でも埼玉県オープンデータカタログとしてデータの公開が始まりました。現在は試行版ということもあり、観光、文化、子育て、教育、健康、福祉など一部ではありますが、今後順次オープンデータ化を拡大していくと伺っております。

オープンデータ化においては利用者の活用に重点を置いた情報公開が求められており、データ形式をそろえるなど使い手のニーズを的確に捉える必要があります。一方で、データ公開量が多くなってくると、どこまで公開するのかという大きな課題があり、例えば大量の

データを重ねること個人特定につながるいわゆるモザイク効果が指摘されており、匿名化だけでは不十分との意見もあります。

本県のオープンデータ化を進めるに当たり、前回の質問の際に、具体的に幾つかのデータ公開を望む声があるとの答弁がありましたが、その後ニーズの把握などはどのように行っているのでしょうか。そして、データ形式統一の課題対応など、各市町村や近隣都県との連携は利用者のニーズに応える意味でも必要と考えますが、どのように行っているのでしょうか。また、今後オープンデータが増えることにより生じる課題については、どのように対応していくのでしょうか。さらに、本県としてのビッグデータ活用については、県庁内の多くの意見やアイデアはもちろんのこと、民間の知恵も大いに生かすべきであると考えます。

前回の質問の際に、県としてビッグデータを積極的に施策に活用していきたいとの答弁をいただいておりますが、その後どのような検討、施策に活用されたのでしょうか。今後のビッグデータ活用による行政サービスの向上をどのように進めていくのかという点も併せて、以上、企画財政部長にお伺いいたします。

A 中野 晃 企画財政部長

まず、オープンデータのニーズの把握でございますが、県内の IT 関係企業からなる埼玉県情報サービス産業協会の協力を得て、本年 1 月、「彩の国ビジネスアリーナ 2014」でニーズ調査を実施いたしました。

その結果、人口や経済、施設といった行政データを活用したいとの御意見をいただきました。より詳細なニーズを把握するため、現在、同協会の会員に対して、公開データの形式、行政が提供しているデータの課題、ビジネスへの活用希望について調査を実施しているところでございます。

次に、近隣都縣市とのデータ形式の統一でございますが、九都縣市首脳会議において協議を進め、共通化が可能な避難所をテーマにガイドラインを策定いたしました。

また、平成 27 年度に構築予定のデータカタログシステムには、県内市町村のデータも取り込む予定であり、データ形式の統一や利用規約などについて、市町村と協議を進めているところでございます。

さらに、オープンデータが増えることにより、議員御指摘のとおり、公開された複数のデータを重ね合わせることで個人の情報が特定されてしまうといった懸念がございます。

このため、国において、現在、検討を進めているパーソナルデータ利活用に関する方針を踏まえ、個人が特定されないようにデータを公開してまいりたいと考えております。

次に、ビッグデータの活用についてでございます。

ビッグデータの活用は、防災、観光、農業など様々な分野での効果が期待されております。そのため、情報通信事業者や県の IT アドバイザーなどから、ビッグデータの活用分野や方策について御意見・御提案をいただき、県の施策に活用できないか、意見交換をしてまいりました。

現在、県では、市町村と連携して、大量のレセプト・健診データを活用した糖尿病の重症化予防の取組を進めているところでございます。

今後においても、県民サービスの更なる向上に向け、先進事例、国の実証実験、民間事業者からの提案などを参考にし、ビッグデータの有効活用について検討してまいります。

平成 26 年 9 月定例会 一般質問 質疑質問・答弁全文（藤澤慎也議員）

マイナンバー制度導入について

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、マイナンバー制度導入についてお尋ねいたします。

社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度は、平成 27 年 10 月には全ての国民にマイナンバーを通知、平成 28 年 1 月には社会保障、税務、防災で利用開始の予定となっております。マイナンバー制度導入は縦割り行政を脱却する好機であり、窓口での対応など番号を利用して行政サービスの向上に反映させ、住民満足を高められる。行政事務を効率化し、職員の仕事を事務的なものからできるだけ解放することにより、企画、政策立案業務に職員をより振り向けるようにするといった効果も期待されております。

現在、各自治体はその準備に追われていますが、全国の自治体が一斉にシステム改修などに取り組み、ラストスパートをかける来年度、平成 27 年度には作業を請け負うシステムエンジニアの不足を心配する声が上がっております。従来のシステム関連の投資に加え、マイナンバー制度導入に向けて行政だけでなく民間も同様に対応を進める中で、既にシステム開発が集中し始めております。建設業界等と同じく人材の確保が困難となってきており、今後のシステムエンジニアの不足が深刻な事態に陥ることが懸念されております。システム改修の遅れはもちろん大きな影響を及ぼし、さきに全国知事会からも要望が出ておりますが、そもそもマイナンバー制度導入には多くの予算が必要であり、各自治体の大きな負担となっております。その上、人件費の高騰などが生じればその対応などに時間がかかり、制度導入が間に合わない可能性すら出てきてしまいます。

滞りのないマイナンバー制度導入に向けて、本県のシステム改修はもちろん、県内の市町村についてのそうした懸念にどのように対応していくのでしょうか。また、専門的なノウハウを持つ人材が不足している点等も含め、市町村のバックアップをどのように考えているのか、企画財政部長にお伺いいたします。

A 中野 晃 企画財政部長

まず、「滞りない制度導入に向け、どのように対応していくのか」についてでございます。マイナンバー制度については、平成 28 年 1 月には個人番号の利用が開始され、平成 29 年 1 月に国の機関どうしで、また 7 月には地方公共団体も含めた情報連携が開始される予定となっております。

現在、県では国の制度も熟知している外部専門家を活用し、基盤となるシステムの構築や、福祉や税など個別システムの改修に向け、着実に準備を進めております。

市町村においても、それぞれのシステム管理事業者と改修に向けた協議を行っていると同様に伺っております。

システムの改修にかかる経費は多額なものになると想定され、国の補助額の不足は全国共通の課題となっております。

こうした実情をしっかりと国に伝えるとともに、全国知事会などを通じて補助額の拡大について要望を行っているところでございます。

次に、「市町村へのバックアップ」についてでございます。

制度導入に向けた進捗状況の把握や情報共有を図るため、県内市町村を対象に状況調査を実施しております。

市町村によって、関連する条例の改正やマイナンバーを含む特定個人情報の保護への対応など、制度面での取組に差がある状況です。

これまで県としては、県と県内市町村で構成する「埼玉県電子自治体推進会議」などにおいて、外部専門家や総務省の担当者を招いて、制度やシステムについて繰り返し市町村への情報提供を行ってまいりました。

また、住民情報に係る共同の基盤システムを有する町村会に助言を行うほか、草加市や越谷市など 5 市 1 町からなる埼玉県東南部都市連絡調整会議の要望に応じて外部専門家を紹介するなど、市町村の実情に応じた支援を行っているところでございます。

今後、年度末に向け、改修すべきシステムの仕様の確定や、個人情報の管理体制や取扱いをチェックする特定個人情報保護評価の実施が必要となってまいります。

個々の市町村の進捗状況を的確に把握したうえで、引き続き必要な支援を行ってまいります。

8000 の認知度について

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、# 8000 の認知度についてお尋ねいたします。

夜間や休診日に看護師等の専門家が子供の急病などの相談に応じる小児救急電話相談の # 8000、平成 19 年に本県にも設置されました。その後、相談時間の延長や回線の増設が行われるなど利用者のニーズに応えるべく体制が整備され、その結果、平成 25 年度の相談件数は過去最多の 49,168 件となり、平成 24 年度に引き続き全国最多となりました。相談内容の約 8 割は救急や当日受診を必要としない病状で、当初の目的である保護者の不安解消とともに、救急医療体制の負担軽減にもつながっております。

一方、本年 7 月に行われた内閣府の母子保健に関する全国の世論調査にて、# 8000 にかければ小児救急電話相談につながることを知っているかどうか聞いたところ、「知らない」と答えた人の割合は 88.8 パーセントで、「知っている」の 10.2 パーセントを大幅に上回りました。調査の詳細を見ると、30 代が最も認知度が高く 26.1 パーセント、また、未就学児のいる方で 59.3 パーセントとなっております。また、女性のほうが男性より認知度が高い、

50 歳以上の方の 9 割超が「知らない」等となっております。相談件数の実数も大事ではありますが、やはりより多くの皆様に #8000 が認知されることは大変重要であると考えます。子供がいる、関わりがあるといった関心の高い方だけでなく、いざというときには誰ももの頭に浮かぶことが大切であり、極端に言えば 119 番と同様の認知度であってよいのではないのでしょうか。

本年 2 月に公表された厚生労働省の救急医療体制等のあり方に関する検討会の報告書には、「#8000 について定期的な実態調査を行い、改善する必要がある」との指摘があります。より適切な体制を整備する上で、そしてその認知度を上げるためにも実態調査、検証、改善といった PDCA サイクルは大変重要であります。本県では #8000 についてどのような実態調査等を行い、PDCA サイクルを確立しているのでしょうか。

また、本年 10 月からは大人版救急電話相談を開設する予定となっております。#8000 の運用を踏まえた取組が行われると思いますが、その周知はどのように行うのでしょうか。以上、保健医療部長にお伺いいたします。

A 石川 稔 保健医療部長

まず、#8000 についてどのような実態調査を行い、PDCA サイクルを確立しているかについてでございます。

#8000 は子どもの急病に対する保護者の不安解消を目的としているため、子育て世代に広く認知していただけるように取り組んでおります。

具体的には、子どもの急な病気やけがの対処方法などを示しました「子どもの救急ミニガイドブック」を作成いたしまして、市町村の保健センターが赤ちゃん訪問をする際、直接保護者に配布するなど効果的な周知を図っております。

#8000 につきまして、県主催の救急医療を学ぶ研修会においてアンケート調査を行ったところ、参加者の約 7 割が知っているという結果も出ております。

相談体制の整備に当たっては、利用者の声を踏まえた事業の検証と改善を行い、サービスの充実を図ってまいりました。

開設当初、相談時間は、平日は夜 7 時から夜 11 時、日曜・祝日は朝 9 時から夜 11 時まででしたが、深夜帯への時間延長を望む声を受け、平成 24 年 7 月からはすべての曜日で翌朝 7 時まで受付時間を延長いたしました。

さらに、平成 25 年 4 月からは、利用者が多く、電話がつながりにくいという声のあった夜 11 時までの時間帯を従来の 2 回線から 3 回線に増設し、より相談しやすい体制を整えさせていただきました。

引き続き、相談件数の推移や時間延長などによる改善の効果を検証しながら、利用しやすい事業展開を図ってまいります。

次に、大人を対象とする救急電話相談の周知についてでございます。

電話相談の周知を図る上で、まずは利用者にとってわかりやすい番号であることが重要でございます。

小児救急電話相談が＃8000として定着し、利用件数が伸びていることから、大人の救急電話相談についても覚えやすい＃7000といたします。

周知につきましては、県の広報紙「彩の国だより」やホームページへ掲載するほか、市町村の広報紙への掲載も予定しています。

また、市町村が全世帯に配布する健康カレンダーへの掲載も依頼し、幅広い世代への周知を図ってまいります。

さらに、チラシやポスターを作成し、救急医療機関やデイサービス施設など電話相談の利用が見込まれる方が訪れる施設において配布や掲示を行ってまいります。

10月1日からスタートする大人の救急電話相談＃7000も＃8000と同様、サービスを必要とする県民の方々に広く知っていただけますよう効果的な広報に努めてまいります。

子供達と向き合う時間を～教員の多忙化対策～

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、子供達と向き合う時間を教員の多忙化対策についてお伺いいたします。

本年6月、OECDの国際教員指導環境調査の報告があり、対象となった中学校教員の仕事時間は調査地域の平均で週38.3時間、日本の教員は週53.9時間で、調査対象34か国地域の中で最も長いとのことでした。今回の報告で従来から言われている教員の勤務時間の長さが改めて示されました。

さて、本県では、平成24年3月に約2年間にわたる検討後行われた学校における負担軽減検討委員会の報告がまとまりました。平成24年2月定例会にて教員の多忙化対策について質問をした際には、「検討委員会の報告を基に、事務作業、会議、研修等の見直しなど様々な負担軽減に取り組む」との答弁をいただきました。また、保護者や地域住民の方との連携についても、情報提供などを行いながら学校を支援していくとのことでした。地域にいる経験者や指導者の力をかりることで教員の負担を減らすだけでなく、子供たちも本物の指導が受けられ、地域のコミュニケーションが生まれるきっかけともなります。従来からも取り組まれていると思いますが、より一層の連携、参加を促すために、他の多忙化対策とともに報告を基にどのような取組を行うのでしょうか。

さらに、「今後も検討委員会のような形で、新学習指導要領が実施された後の検証は行うのか」という質問に、「報告に示される負担軽減の取組を適切に実施し、その検証を行う」との答弁をいただきました。議論が多く、長年にわたる課題である教員の多忙化を改善していくために、報告を基にした対策を実施することはもちろんですが、その検証を更なる改善が必要であると考えます。会議を行うことばかりが必ずしも良いこととは思いませんが、しっかりと多忙化対策の調査、検証といったPDCAサイクルの確立をしていただきたいと思います。今後どのように調査、検証等を行っていくのでしょうか。

最後に、今回のOECDの調査には仕事の満足度等の調査もありました。日本の傾向は悪いものではなく、教員であることを肯定的に捉えていると思われまます。今後、多忙化対策は

勤務時間や業務負担だけでなく、子供たちのために指導すること、子供たちを導く教員という立場により自信と誇りを持てるようにすることも重要と考えますが、さきの質問と併せて教育長に御所見をお伺いいたします。

A 関根郁夫 教育長

まず、地域との連携、参加を促すためにどのような取組を行うのかについてでございます。地域の方々に学校を支援していただく「学校応援団」は、平成 24 年度に、すべての小・中学校に組織され、25 年度には、平均の年間活動回数が 211 回となり、ほぼ毎日のように学校を支援していただいております。

また、「学校応援団」活動を中心的に進めるコーディネーターの研修内容を工夫したり、先進的な事例の情報提供を行ったりすることにより、各地域での実践発表会において優良な事例発表が増えてまいりました。

今後は、こうした優良な事例をより広く普及させていくことで、「学校応援団」活動を通じて、学校を支援する体制の充実に努めてまいります。

次に、多忙化対策の調査、検証についてでございます。

平成 23 年度末の検討委員会報告書に基づき、平成 24 年度から、ノー会議デーの実施や、文書事務の効率化などに取り組んでおります。

これらの負担軽減策については、フォローアップ会議で毎年検証を行っており、昨年度は、全ての県立学校がノー会議デーを設定するなど、着実に成果をあげております。

3 年目を迎える今年度は、軽減策の更なる充実に努めるとともに、未達成のものについては、課題や問題点を洗い出し、改善をしてまいります。

次に、教員という立場に自信と誇りを持てるようにすることについてでございます。

教員の多忙化対策には、単なる会議の削減や事務負担の軽減だけでなく、多忙感や徒労感から解放することも大切です。

そのためには、議員お話のとおり、将来を担う子供達を育成する教員が、その職務に自信と誇りを持って教育活動を行うことは、とても重要なことでございます。

教員は、日々の教育活動の中で、子供が成長したことを実感することで、やりがいを感じ、士気も高まるものと考えております。

その上で、校長や同僚から、ねぎらいや励ましの言葉をかけられたり、生徒、保護者から感謝の言葉をもらったりすることで、一層やる気が高まり、それが、子供達の更なる成長につながっていきます。

今後も、学校の多忙化解消に全力で取り組み、教員が、子供達と向き合う時間を確保し、子供達の指導に、自信と誇りを持って取り組めるよう努めてまいります。

農工業分野の知的財産活用について

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、農工業分野の知的財産活用についてお伺いいたします。

自治体の研究機関や外郭団体が開発し特許を得た新技術や工法を基に、海外の企業や生産者団体とライセンス契約を結ぶなど、知的財産を海外でのビジネス展開に生かす動きが始まっております。東京都の下水道管を修復する工法や福井県の炭素繊維技術や製品等、世界で注目される特許技術などの工業分野から、長野県のリンゴや富山県のチューリップ等、世界で高い評価を受けている農産物などの農業分野まで多岐にわたります。産業分野では技術や製品だけでなく、関連企業のアピールを行うことによって新たな契約に結び付けば、地元企業の活躍の場を拡大し、地元雇用を支える起爆剤になることも期待できます。農業分野では、直接地域の生産者の販売が増えるわけではありませんが、農産物の PR と知名度アップにつながります。また、現地生産となれば日本の農業の地理的な制約をクリアすることができます。そして、いずれの分野でもロイヤリティー収入は、新たな技術や品種の開発の資金とすることができます。

埼玉にも様々な特許技術や新品種が存在しております。埼玉県農工業技術を世界、今後の攻める農業、通商産業政策の地方分権化の一環として、更なる市場拡大に向けて知的財産の活用を積極的に進めるべきではないでしょうか。企業でも苦戦する国際特許ビジネスに飛び込む形にはなりますが、フィービジネスだけではなく、特許技術をテコに縮小する国内市場から需要の見込める海外の成長市場に展開できることによって、地域産業の振興に役立てることもできます。

もちろん自治体の知的財産を侵害する動きも相次いでおり、ビジネスチャンスを広げる攻めの姿勢の一方で、保護対策も欠かせないことは事実であります。しかし、国内市場を守るという姿勢だけでは大変なスピードで進む技術革新に遅れ、地元企業や生産者農家の雇用を守ることもできなくなるのではないのでしょうか。

知的財産の活用は、地域の未来を切り開く力になると考えますが、埼玉県が保有する知的財産の活用について、産業労働部長、農林部長それぞれにお伺いをいたします。

A 山中 融 産業労働部長

知的財産の活用は、輸出製品の高付加価値化・海外市場でのシェア拡大、特許技術による特許使用料の受け取りなど、県内企業が海外で事業展開するために有効であると考えます。現在、産業分野では県産業技術総合センターで、特許出願中のものも含め 43 件の特許を保有しています。

特許の内容としては、製造・加工分野 14 件、計測分野 14 件、食品・バイオテクノロジー分野 10 件、環境分野 5 件となっています。

このうち海外展開に活用している事例は 2 件のみです。

これは企業が県の特許を利用し国内で製品開発を行い、その製品を海外へ売り出すものです。

うち1件は人体の傾斜角度を3次元で測定する機器で、アメリカ、カナダなどで2年間で16台の販売実績があります。

これによる県への特許使用料収入は約1万円です。

議員お話のとおり、県の保有する特許技術を数多くの関連企業に利用していただくことは産業集積を図る上でも重要です。

現在進めている先端産業創造プロジェクトの推進などを通じ、海外にも通用する新技術の開発を進め価値ある特許を県としても保有したいと考えています。

今後、国際特許の取得も含め、県内企業が海外進出できるよう努めてまいります。

A 高山次郎 農林部長

農業分野で県が取得した特許のうち、権利が保護されている期間中にあるものは3件でございます。さらに3件が審査請求中であります。

このうち、乳酸菌を用いて牛の良質な餌を作る製造方法についての特許収入は、平成25年度約7万3千円でありました。

また、県が育成した品種につきましても、米、お茶、梨、シクラメンなど14品種で品種登録がなされ、他に3品種が登録手続きをしております。

このうち、お茶の「むさしかおり」「ゆめわかば」など3品種の使用料収入は、平成25年度約2万5千円となっております。

県では、県内農業の生産拡大や作物の品質向上を図ることを目的として研究を行っております。

このため、ネギの作付機械の開発については、早期に普及を図るためあえて特許出願をせず製品化を進めたところ です。

また、本県の土壌や気候条件に適し、生産者が栽培しやすく埼玉の有利性を活かせる品種改良なども行っております。

これら県内生産者のために育成した品種や技術は、まず県内に普及させ県内農家が収益を得られるようにするのが基本であると考えております。

このため、県が独自に育成したブランド米「彩のかがやき」や梨の「彩玉」、芳香シクラメンなどは県外への許諾を現在は行っておりません。

このような現状であります。議員の、知的財産の活用は地域の未来を切り拓く力になるというお考えは、埼玉農業においても大変重要な視点であると考えますので、今後、他県の事例などを参考に研究してまいります。

子ども・子育て支援新制度について

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、子ども・子育て支援新制度についてお伺いいたします。

来年度からスタートする子ども・子育て支援新制度について、内閣府が今月 17 日に公表した調査結果によると、全国の私立幼稚園に初年度から新制度に移行するかどうかなどを尋ねたところ、移行予定、又は検討中の園はわずか 2 割にとどまり、8 割が「初年度には移行しない」との回答をしていることが分かりました。また、全国認定こども園協会が行った調査によると、認定こども園制度が刷新されることを機に、現在の認定こども園で認定返上を検討する施設が増えているとの結果も出ております。

私立幼稚園は、現状は使用料を自由に設定できますが、新制度に移れば国の定める限度額内となります。新制度に移行するかは幼稚園の判断となっております。初年度の移行希望が少ない背景には、調査時に自治体ごとの使用料が未定であるなど収入の試算が分かりにくく、制度についても不明点が多かったことで園側の不安が解消されず、将来像が描けないことが大きいと思われる。同様に、返上について財源の不足で運営費の補助水準が低くなる見通しなど、これまでの運営が維持できないとの判断があると思われる。

待機児童解消の切り札として期待されたこども園ですが、移行がなければ保育施設の増加にはなりません。そして、認定返上が相次げば保育の受け皿が増えないだけでなく、地域の拠点として担ってきた子育て支援事業まで後退する可能性もあります。

そこで、以下お伺いをいたします。まず、本県では認定こども園返上の動きはどの程度あるのか、また、認定こども園に移行する幼稚園はどの程度あるのでしょうか。そして本県の保育と子育て支援への影響はないのでしょうか。

次に、さきに述べたとおり、今後の運営についての不透明さが多くの園に不安を抱かせていると思われる。運用上の方針は国から示されているとのことですが、現場である幼稚園等の不安解消、制度の円滑な導入のためにも、国により一層の情報提供を働き掛け、しっかりと伝えていくことが大切であると考えますが、いかがでしょうか。

そして、今後の市町村での新制度への移行事務が煩雑になることが予想されますが、それらのフォローアップはどのように行っていくのでしょうか。以上、福祉部長にお伺いをいたします。

A 鈴木豊彦 福祉部長

7 月に実施した幼稚園を対象とした意向調査によりますと、県内の認定こども園 38 か所のうち 11 か所から、認定を返上したいとの意向が示されました。

一方、平成 27 年度に認定こども園へ移行を希望する幼稚園は、検討中も含め 31 か所あります。

次に、保育等子育て支援への影響についてでございますが、仮に、認定を返上したとしても保育所及び幼稚園の認可は残ることになるため、継続して利用することができます。

しかし、これまで認定こども園として保育と教育を一体として行っていたことから、保護者

に対し十分説明し理解を得ることが必要となります。

また、認定こども園では、地域の子育て家庭を対象とした子育て相談や親子の集いの開催などの「地域子育て支援事業」を行っております。

認定の返上後も、保育所や幼稚園の事業として実施できますので、可能な限り事業を継続していただくよう要請してまいりたいと存じます。

次に、幼稚園等の不安解消、制度の円滑な導入のため、国により一層の情報提供を働き掛け、伝えていくことについてでございます。

私立幼稚園は、新制度に移行するのか、引き続き現行の私学助成を受け運営するのか、選択をする必要がございます。

このため、私立幼稚園がその選択を、自らの意思と正しい情報に基づき的確に行えるよう、速やかに情報を提供することが重要でございます。

これまで、県では、国に対し新制度の詳細が決まり次第、地方自治体や事業者に周知するよう要望してまいりました。

また、全ての幼稚園を対象とした説明会を平成 25 年 3 月を皮切りに現在までに 4 回開催するとともに、私立幼稚園が相談できる窓口を平成 26 年 4 月に設置し、問い合わせに丁寧に対応しております。

今後も、得られた情報については、すみやかに説明会を開催するなど情報を周知し、不安の解消に努めてまいります。

次に、市町村の新制度移行事務についてでございます。

子ども・子育て支援新制度の施行に向けた、市町村の主な事務といたしましては「事業計画の策定」と「利用者の認定」がございます。

現在、すべての市町村で「子ども・子育て会議」が設置され、事業計画の策定に向けた審議が行われているところでございます。

「利用者の認定」につきましては、市町村は、新制度に基づく保育所・幼稚園・認定こども園などの施設を利用する全ての保護者について保育の必要性等を認定することが必要となります。

県では、9 月 19 日に市町村説明会を開催し、具体的な認定事務の進め方や認定事務のポイントを市町村に説明いたしました。

子ども・子育て支援新制度は、平成 27 年 4 月の施行が予定されているため、市町村は、これらの事務を平成 27 年 3 月までに実施する必要があります。

県といたしましては、説明会の開催に加え、各市町村の準備状況を個別に聴取して対応するなど、制度の円滑な施行に向けて、引き続きしっかりと市町村を支援してまいります。

災害対策について

(1) 帰宅困難者対策について

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、災害対策についてお伺いいたします。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災から 3 年半が過ぎました。被災地の現状については皆様が御承知のとおりであり、私たちは力と心を合わせて一日も早い復旧・復興に尽力していかねばなりません。

さて、今後起こるであろう首都直下型地震の対策は、東日本大震災の際の課題からも多く学ぶ必要があります。様々な災害対策が行われておりますが、大きく二つお伺いいたします。まず、帰宅困難者対策についてお伺いいたします。

新宿駅や渋谷駅等では東日本大震災以前から帰宅困難者対策の協議会が設置されており、従来から協議、訓練が行われてきました。しかし、東日本大震災の当日、協議会として現地本部は設置できず、組織的な動きができなかったとのこと。これまでにない事態に混乱し、企業など自らの現場対応に追われた結果と言われております。本県でも震災後、帰宅困難者対策として主要ターミナル駅にて協議会を立ち上げ、協議、訓練を行っておりますが、大震災の際の事態をどのように分析し、県内協議会の実効性を担保する対策を行っているのでしょうか。

次に、帰宅困難者の一時滞在施設協力企業について、その負担やリスクをできるだけ軽減する必要があると考えます。滞在者対応、設備、備蓄の確保など各企業が別途検討、対策を行うことは負担が大きいのと考えます。マニュアル作成など行政の支援が必要ではないのでしょうか。また、災害時に建物に受け入れ、万一事故が起きた場合の責任賠償はどのようになっているのでしょうか。以上、危機管理防災部長にお伺いをいたします。

A 小島敏幸 危機管理防災部長

まず、県内協議会の実効性を担保する対策についてです。

県内では多くの帰宅困難者が見込まれる大宮駅、浦和駅、川口駅、川越駅及び新越谷駅の 5 つの駅において、鉄道事業者、民間事業者及び地元市などをメンバーとして帰宅困難者対策協議会が設立されております。

帰宅困難者対策協議会では、東日本大震災時の都内ターミナル駅の教訓を踏まえた取組を行っております。

例えば、協議会構成員が一堂に参集できない場合も想定し、2 つの協議会では協議会専用の PHS を各構成員が携帯することとしております。

また、各協議会において構成員が実施すべき対応や役割をあらかじめ明確にし、「いざ」という時に自主的に支援活動を開始できる体制としております。

協議会が行う災害時活動の実効性を高めるためには、何よりも構成員間の横の連携が大事です。

このため、平常時における実働訓練や情報連絡訓練などを着実に積み重ねるとともに、その

結果明らかになった課題への対応を共同で検討するなど、実効性を高める取組を継続してまいります。

次に、一時滞在施設協力企業の負担やリスクの軽減についてでございます。

まずは、平常時、発災時の双方において施設の運営の参考となる事項を示した「一時滞在施設の運営マニュアル」の提供が必要と考えています。

このマニュアルの作成には、地域の実情を最も把握している地元市の果たす役割が大きいと考えております。

現在、2つの協議会で地元市がマニュアルを策定済みです。

県では引き続き、先進的な取組の紹介などを通じて支援してまいります。

また、民間事業者が帰宅困難者を受け入れた際に、余震などによる建物の損壊で帰宅困難者が負傷する場合などへの対応も必要です。

現在の法制度では帰宅困難者を受け入れた事業者が責任を負う可能性があり、一時滞在施設の確保を阻害する要因となっております。

このため、県では本年7月、災害時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度の創設や事業者が負担した受入れのための費用を災害救助法の対象にすることなどについて、九都県市共同で国に要望したところです。

帰宅困難者対策には民間事業者の協力が不可欠です。その善意のみに頼ることなく、事業者が受ける負担やリスクの軽減が制度として組み込まれるよう引き続き努めてまいります。

(2) 緊急輸送道路網について

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、緊急輸送道路網についてお伺いいたします。

災害時には地域の隅々まで物資等を着実に届ける必要があります、そのためには災害に強い緊急輸送道路網の確保が求められております。本県では緊急輸送道路に係る橋りょうや周辺建物の耐震化を推進し、その実用性の確保に努めていると聞いておりますが、最終的に県民まで物資等を届けるには、骨格となる緊急輸送道路網が重要と考えます。そこで、本県の緊急輸送道路の指定状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

A 柳沢一正 県土整備部長

緊急輸送道路は、災害時の救急活動や緊急物資の輸送などを、円滑かつ確実に実施するために必要な道路でございます。

本県では、高速道路、国道、主要な県道などの幹線道路に加え、防災基地や災害拠点病院などの防災拠点及び全ての市町村庁舎などをつなぐ路線を、緊急輸送道路として指定しております。

県内全体の延長は1,771キロメートルで、このうち県が管理する道路の延長は1,136キロメートルでございます。

これらを活用することで市町村が指定する避難所などへの輸送も確保されるものと考えて

おります。

今後、新たな幹線道路の整備に合わせて必要な見直しを行うなど、引き続き緊急輸送道路網の強化を図ってまいります。

地元問題について

(1) 吉川橋の架換えについて

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

最後に、地元問題についてお伺いいたします。

まず、吉川橋の架換えについてであります。長年の懸案であった吉川橋の架替えが昨年度から始まりました。越谷市だけでなく、お隣の吉川市等と近隣市町ともども早期完成に大きな期待が寄せられております。今回の架替えに当たり、近隣住民の皆様や近隣を御通行の皆様には、橋周辺道路の通行止めなどの御不便をかけておりますが、多くの御理解を得て工事は進められており、この秋には仮橋の供用開始となる予定と伺っております。

これから本橋の架替えまでは、まだ期間を要します。そして、その間の近隣交通等の影響も長期にわたりますが、今後の近隣交通状況等の見通しはどのようにお考えでしょうか。また、工事の進捗状況、見通しはどのようでしょうか。

A 柳沢一正 県土整備部長

この橋は、越谷市と吉川市の境を流れる中川に架かる橋りょうで、都市計画道路越谷吉川線の整備に併せて架換え工事を進めております。

架換え工事に伴い、橋周辺の市道 3 路線が通行止めとなることから、地元の皆様へ説明を行い、御理解いただき、迂回措置を講じております。

引き続き、工事完了までの間、迂回の案内や必要な情報提供を行い、通行の安全確保に努めてまいります。

吉川橋架換え工事の進捗状況でございますが、用地買収率は 91 パーセント、工事は 9 パーセントとなっております。これまでに仮橋の設置が完了いたしました。

平成 26 年度は、この仮橋へ交通を切り回す工事を行った上で、吉川橋の撤去を行うとともに、新しい橋の橋脚工事に着手いたします。

今後の見通しでございますが、地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら、引き続き、残る用地買収を進めるとともに、橋の架換え工事を着実に進め、早期完成に努めてまいります。

(2) 越谷駅周辺地区道路網について

Q 藤澤慎也議員（刷新の会）

次に、越谷駅周辺地区道路網についてであります。越谷市では現在、越谷駅周辺地区を対象として中心市街地活性化基本計画を策定しております。この計画に基づき、魅力と活力にあふれた暮らしやすいまちづくりを目指すに当たっては、地区内の道路網の骨格となる

都市計画道路越谷市役所通り線の整備と、県道越谷流山線における安全な歩行者空間の確保に向けた整備が是非とも必要であります。特に越谷市役所通り線につきましては、完成した越谷ツインシティと体となり駅周辺のまちづくりを進める上で重要な路線であり、早期の事業着手が期待されております。これら基本計画地域内の道路網整備についてどのようにお考えでしょうか。以上、県土整備部長にお伺いいたします。

A 柳沢一正 県土整備部長

越谷市では、平成 25 年 3 月に「中心市街地活性化基本計画」を策定し、越谷駅東口を中心とした活性化に取り組んでおります。

御質問の都市計画道路越谷市役所通り線及び県道越谷流山線は、今後、整備を検討する事業として、この基本計画に位置付けられております。

このうち越谷市役所通り線は、越谷駅東口の駅前広場と県道足立越谷線を結ぶ道路でございますが、この駅前広場には既に市が整備した都市計画道路越谷駅前線が接続されております。

この越谷駅前線の整備により、駅前広場へのアクセスは確保されておりますことから、越谷市役所通り線の整備につきましては、今後、駅周辺の交通状況などを勘案しながら検討してまいります。

また、県道越谷流山線の整備でございますが、基本計画では、宿場町として栄えた歴史性の創出に向け、一方通行規制を導入し歩行者空間を確保することが検討事業として示されており、まちづくりと一体となって進めていく必要がありますことから、今後、越谷市と調整を進めてまいります。